福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2020 年 10 月 5 日　No.41　連絡先　吉原稔法律事務所　Tel　077-510-5262　FAX 077-510-5263
E-mail　nql30048@nifty.com　　ホームページ http://www.nonukesshiga.jp/

内　容

9 月 10 日 本訴第 26 回口頭弁論（裁判長交代に伴う弁論の更新）　……1
法廷での原告側陳述内容
　1　基準地震動策定問題のポイントのいくつか（井戸謙一弁護団長）　……2
　2　火山灰に関するこれまでの主張(高橋陽一弁護士)　……6
　3　原発放射性廃棄物等と差止請求権(池田直樹弁護士)　……7
【記者会見でのやり取り】　……8
裁判が始まる前に行われた進行協議の概要　……8
支える会定期総会記念講演「2020 年の原発裁判と大津地裁における闘いの展望」　……9
支える会提起総会の概要　……12
9 月 10 日の裁判の新聞報道、老朽原発うごかすな！大集会 in 大阪　……13
伊方原発広島裁判原告団・応援団からの訴え、大津地裁での今後の原発裁判の日程　……14

9月10日　9か月ぶりに本訴第26回口頭弁論（裁判長交代に伴う弁論の更新）　コロナで一般傍聴を縮小

原告:地盤・地震、火山、放射性廃棄物についての主張を整理して陳述

進行協議で争点整理、今後の期日を確認。証人の採用は先送り

9 月 10 日、福井の原発 7 基の運転差し止めを求めた本訴（2013 年 12 月 24 日提訴）第 26 回口頭弁論が大津地裁で行われました。コロナ感染拡大により 3 月と 6 月に予定されていた裁判が中止となったために、実に 9 か月ぶりの裁判でした。今回は、一般傍聴席は 4 席と入廷者数が大幅に縮小されたため、法廷に入れない人が多数でました。

4 月から裁判長が交代したため、弁論の更新[1]手続きとして原告側はこれまでの主張のうちの重点課題としている①地盤・地震問題、②火山噴火のリスク、③処理処分のめどのない放射性廃棄物の問題について約 60 分間パワーポイントを用いて代理人弁護士が口頭陳述しました。関電側は「従前のとおり」として口頭での説明は行いませんでした。

次回の期日は 12 月 10 日、13 時 10 分から進行協議、14 時 30 分から口頭弁論とされました。

裁判が始まる前、13 時 10 分から原告の代表も参加して進行協議が行われ、争点整理や今後の期日について確認されました。

また、裁判終了後は、記者会見、井戸弁護団長の講演をはじめとする支える会の定期総会が行われました。

以下では、法廷での主張内容、記者会見、裁判に先立って行われた進行協議、支える会定期総

---

[1] 弁論の更新：民事訴訟法２４９条第２項　「裁判官が代わった場合には，当事者は，従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。」

会での井戸弁護団長の講演、支える会総会概要などについてお知らせします。

法廷での原告側陳述内容

1　基準地震動策定問題のポイントのいくつか　　（井戸謙一弁護団長）

1－1　前提

世界の地震の多発地帯に原発があるのは、日本以外には台湾とアメリカ西海岸くらいです。台湾は脱原発を決めています。アメリカ西海岸の原発はどんどん廃炉を迎えて減っています。今なお、地震の多発地帯で原発を動かそうとしているのは日本くらいです。

上図に示すとおり若狭地方周辺にはたくさんの活断層があります。断層の長さの評価の仕方によって発生する地震の規模が大きく変わります。

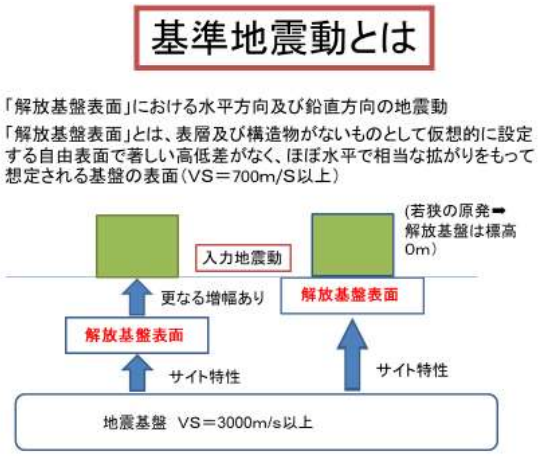

基準地震動というのは、法律上の概念ではなく、旧原子力安全委員会の指針で出てくる概念です。

現在は、設置許可基準に出てきます。これは、行政手続法上の「審査基準」です。

定義は明確ではありませんが、その原発敷地において、その原発が設置中に襲うことが想定される最強の地震動と考えて間違いありません。原発の耐震設計は、この基準地震動をベースになされます。

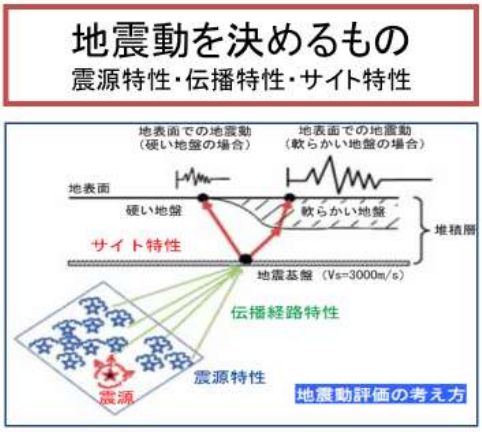

原発における地震動を決めるものは、地震特性、伝播特性、サイト特性（地盤増幅特性）です。被告によれば、若狭地域は地盤が岩盤なので、解放基盤表面は海抜０ｍに設定されています。このため被告は、若狭の原発の場合、さらなる増幅を計算する必要はないとしています。

被告の原発の基準地震動

サイト	号機	運転開始	経過年数（2020.9現在）	現状	基準地震動の変遷
美浜	1	1970.11.28	49	廃炉決定	
	2	1972.7.25	48	廃炉決定	
	3	1976.12.1	43	許可・未稼働	400➡405➡750➡893
高浜	1	1974.11.14	45	許可・未稼働	380➡370➡550➡700
	2	1975.11.14	44	許可・未稼働	380➡370➡550➡700
	3	1985.1.17	35	再稼働	370➡550➡700
	4	1985.6.5	35	再稼働	370➡550➡700
大飯	1	1979.3.27	41	廃炉決定	
	2	1979.12.5	40	廃炉決定	
	3	1991.12.18	28	再稼働	405➡700➡856
	4	1993.2.2	27	再稼働	405➡700➡856

前ページの表は、各原発の基準地震動見直しの変遷を示したものです。構造的な補強のしようがないところも多くあるので、設計の余裕のなかに押し込められ、その分リスクが増大していると言えます。

1－2　基準地震動の策定問題

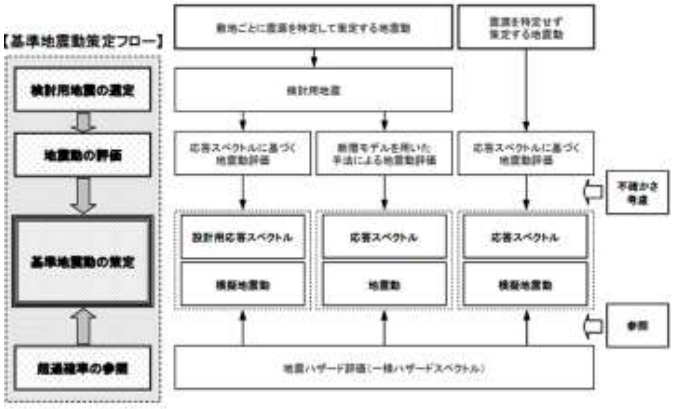

図-1　基準地震動の策定に係る審査フロー

「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」 H25.6月原子力規制委員会

上図は、基準地震動を策定する方法を示したものです。大きく分けて、震源を特定して策定する方法と震源を特定せず策定する方法があります。

1-2-1 震源を特定して策定する地震動の問題

震源を特定して策定する地震動は、まず対象活断層を決めます。若狭の各原発の震源断層は上図のとおり設定されており、これらの地震が特定された震源断層です。

いずれの手法も経験式（実測値から導かれた数式）によって地震の規模が算定されるのですが、経験式は、実測された値の平均的な値を示すので、バラツキを考慮すべきです。このことは、基準地震動ガイドにおいて、「経験式は平均値としての地震規模をあたえるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」とされています。

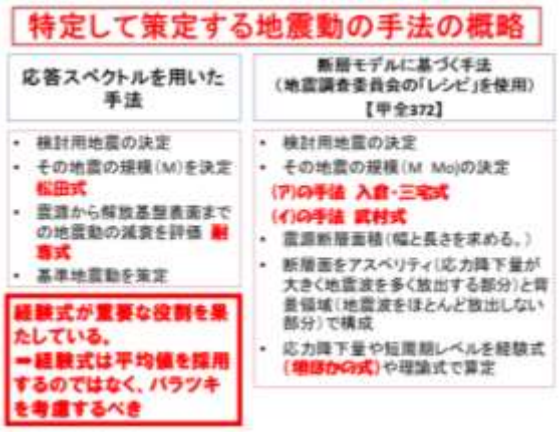

(1) 応答スペクトルに基づく地震動評価

① 松田式のバラツキ

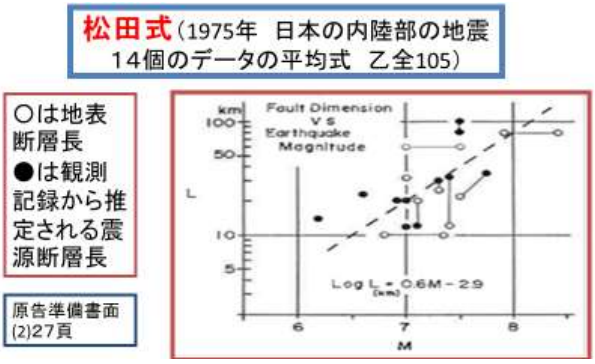

上図は、地表断層長さ（L）と地震規模（M）の関係を示す松田式（点線）とその式のもとになった観測記録を示したものです。断層長さ 10km で松田式の計算値は、マグニチュード（M）6.5 程度ですが、1894 年庄内地震では M7.3 と実測値は大きくばらついています。同じように、L=12km では、式では M6.6 ですが、1943 年鳥取地震では M7.4 となっているのです。被告は、推定震源断層長 L と M の関係式とすればバラツキは小さいと主張するのですが、推定震源断層長は、地震が起きる前には分かりません。また、本件各原発

松田式のバラツキを考慮しなくてよいのか

原告	被告
• 同じ断層長さでも、Mは1の範囲（32倍）でばらついている。これを考慮しなければならない。平均像ではだめ。 • 被告がいう修正をしても、なお相当のバラツキがある。 • 地表地震断層の長さと震源断層の長さは一致しない。若狭地域で地表地震断層の長さと震源断層の長さが対応している被告の主張に科学的根拠はない。	• 震源断層長さとMとの関係式として修正すれば、バラツキはほとんどない。 • 若狭地域では、地表断層の長さと震源断層の長さがほぼ対応しており、地表地震断層を調査することによって震源断層の規模を把握できる。（被告準備書面21）

において検討用地震として採用された各活断層には、観測記録はないのです。

バラツキについての原告と被告の主張は上表のとおりです。

被告社員原口氏による修正結果（乙全133）

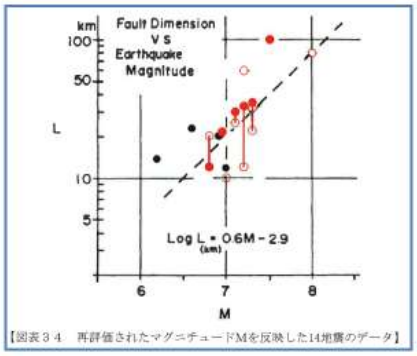

【図表３４　再評価されたマグニチュードMを反映した14地震のデータ】

被告準備書面(16)199頁

それでも14地震のうち2地震は、Mが松田の式を超えている。

被告は、松田式の実測データを最新の評価結果に置き換えて、バラツキがほとんどなくなったと主張していますが、それでも 14 地震のうち 2 地震が松田式を超えているのです。

阪神大震災でも地表地震断層が現れたのは僅か10km

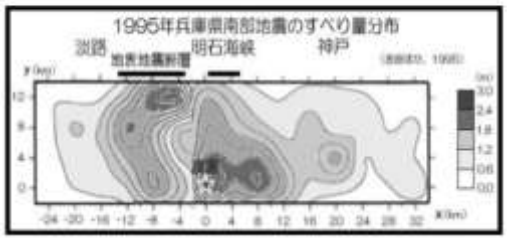

上図に示すとおり、阪神大震災でも地下では約 60km に渡って動いているのに、地表断層として現れたのは 10km に過ぎません。

右図はウエルズとカッパースミスという人の論文にでている有名な図ですが、大陸の地震について、地表の断層長さ（縦軸）と地下の断層長さ（横軸）の関係を示したものですが、ほとんどの地震について地下の断層長さの方が長いことがわかります。

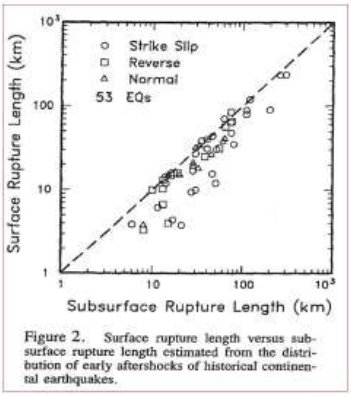

Figure 2. Surface rupture length versus subsurface rupture length estimated from the distribution of early aftershocks of historical continental earthquakes.

歴史的大陸地震の初期余震分布から推定される地震表面断層長さ対地下断層長

② 震源から解放基盤表面までの地震動の減衰を評価する耐専式の問題

内陸地震における耐専式の適用性の検討

（原子力安全基盤機構）

（甲全55-29頁）

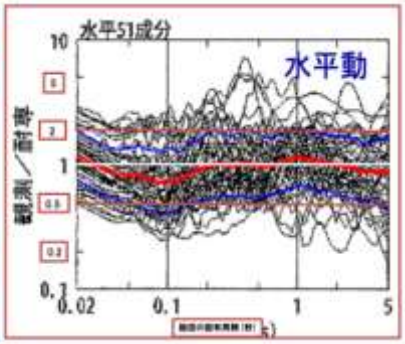

耐専式とは、社団法人日本電気協会が立ち上げた「原子力発電耐震設計専門部会」内の「地震・地震動ワーキンググループ」が 1999 年に発案した「距離減衰式に基づく地震動の経験的評価法」のことです。

1977 年からの 20 年間に 13 の観測点で収集された地震観測記録を回帰分析して得られた平均応答スペクトルに基づいて作成されたものですが、対象である 44 地震のうち、内陸地殻内地震は 12 個しかありません。

上図は、地震の水平動について、耐専式と観測値の比率を示したものですが、大きくばらついていることがわかります。観測値が耐専式より小さいものもありますが、2 倍以上 5 倍を超えるものもあります。

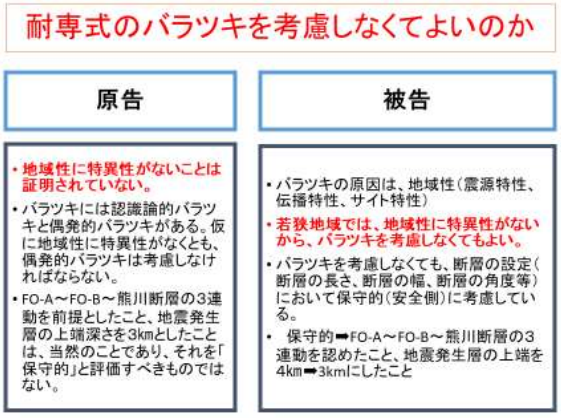

上表は耐専式のバラツキについて原告被告の主張を対比したものです。

③ 断層モデルに基づく地震動の評価の問題

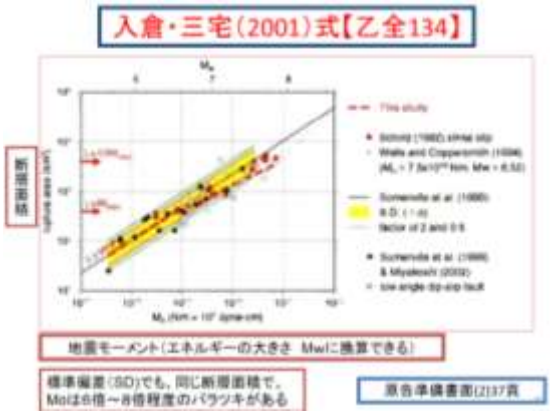

上図は、断層面積と地震モーメントMo（地震のエネルギーの大きさ）の関係を表す入倉・三宅式とその関係式を求めた実測値を示したものです。やはり実測値は大きなバラツキがあり、同じ断層面積でもMoは6～8倍程度のバラツキがあり、入倉・三宅式による計算値をそのまま用いるのは危険であるといえます。

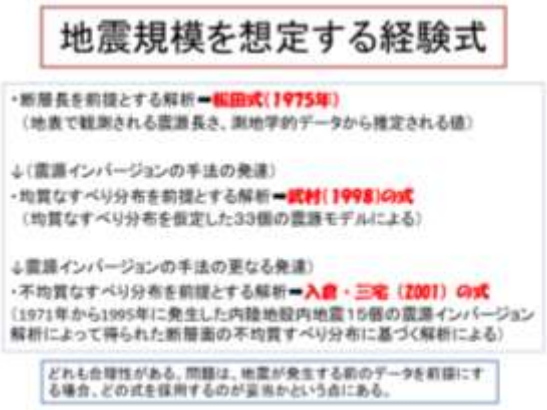

地震規模を想定する経験式は、入倉・三宅式をはじめ前図に示すようなものがあり、それぞれ合理性を有するものですが、地震が発生する前の予測としてどの式が妥当かという点が重要です。

この点では、2016 年の熊本地震が教訓的です。地震調査本部の長期評価における布田川・日奈久断層帯北東部の断層長さは 19km でしたが、地震発生後、大学や研究機関が解析したところ、動いた断層長さは 42km から 56km だったのです。このように、予測式に合理性があっても、事前に断層長さや面積を正確に予測できなければ過小評価になってしまいます。

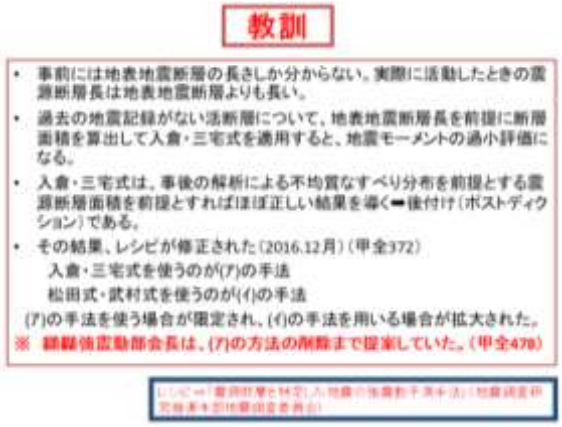

その教訓をまとめると上表のとおりです。

つまり、過去の地震記録がないのに(ア)の方法を使うことができるのは、震源断層の長さや幅について過去の地震記録に匹敵する精度の高い情報が得られた例外的な場合に限ると解するべきであり、過去の地震記録がない若狭の活断層では、(ア)の手法（入倉・三宅式）を用いるべきではないのです。

1-2-1 震源を特定せず策定する地震動の問題

確認されていない未知の断層が動く恐れを想定するものですが、マグニチュード 6.5 未満では地表に明確な断層が表れないとされており、Mw6.5 を想定すべきです。しか

し、どの電力会社も収集された 13 地震のなかで、2004 年北海道留萌支庁南部地震(Mw5.7)を採用し、地震の震動加速度の観測記録 620 ガルで設定しています。これについては、なぜ、Mw6.4 を用いないのかという問題と、留萌支庁南部地震でも観測点は 620 ガルだが、最大値は 1500 ガルであったことが推定されており、なぜ最大値を採用しないのかという問題を指摘しています。

１－３ そもそも地震学の現段階は？

最後に地震学の現在の到達段階を示すため、地震学者のコメントを紹介します。

・一番安全側に考えれば、日本のように地殻変動の激しいところで原発を安定的に運転することは、土台無理だったという感じがします。（岡田義光防災科研理事長）

・実際の地震では、（計算による）平均値の２倍以上強い揺れが全体の７％程度あり、3 倍、４倍の揺れさえも観測されている。平均から離れた強い揺れも考慮すべきだ。（藤原広行防災科研部門長）

・地震という自然現象は、実験ができない、過去の事象に学ぶしかない、地震は低頻度の現象で学ぶべき過去のデータが少ない。私は、これらを三重苦と言っています。真に重要なものは、日本最大か世界最大に備えていただくしかないと最近は言っています。（纐纈一起　東大地震研究所教授）

・基準地震動は科学的真理ではなく、原発審査のための基準、割り切りに過ぎない。基準地震動を決めるのは科学者の仕事ではなく、オープンな公共空間において原発事故による悲惨な被害を踏まえた議論によって決められるべき。（泉谷恭男　信州大学名誉教授）

・１万年に１回以下のはずの基準地震動を超える揺れが、１０年間に４回も起きているのはおかしいのではないか。行政判断と科学的判断は別物であると自覚しながらすり替えて一般社会に説明してきたのであれば、問題があるだろう。（浜田信生元・気象庁地震火山部長）

２ 火山灰に関するこれまでの主張

（高橋陽一弁護士）

２－１ 火山灰の影響

① 直接的影響

ごくわずかな火山灰の堆積でも、原子力発電所の通常運転を妨げる可能性があります。具体的には、停電（碍子での漏電による停電、桜島では 1cm の降灰で停電発生、ディーゼル発電機が動かない）、建物被害（灰の荷重、水分を含むとさらに大きくなる）、破壊力の大きい火山泥流の問題などです。

② 間接的影響

原子力発電所周辺の社会インフラに影響を及ぼし、広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生する恐れがあります。

２－２ 検討対象火山は十分か

① 被告が検討したのは、姶良カルデラ（アイラ：鹿児島湾と桜島を囲む巨大カルデラ）、大山、恵比須峠福田の３つであり、これでは少なすぎます。

② このうち被告は、発電所運用期間に姶良カルデラでカルデラ噴火が起きる可能性は十分低いと評価したが、姶良由来の火山灰が三方五湖で 30cm の層厚で確認されており、「火山ガイド」に従えば、30cm の層厚を想定しなければならないのです。

③ 大山についても被告は、噴火ステージ論、発生間隔、マグマだまり論などを根拠として噴火の可能性は十分低いと評価していますが、専門家や広島高裁決定によりこれらの論拠は否定されています。

④ ボーリング調査でテフラ（火山噴出物のうち溶岩を除くもの）の存在が確認できる三瓶、鬼界、阿蘇、阿多などについても検討すべきです。

⑤ 現在のテフラの層厚が小さかったとしても、風向や風速等によっては、現在の層厚以上の火山灰が積もる可能性があります。

⑥ 火山泥流による影響評価を検討した形跡は見あたりません。

3 原発放射性廃棄物等と差止請求権

（池田直樹弁護士）

3－1 廃棄物等をめぐる請求権の概要

放射性廃棄物をめぐる請求権には次のようなものがあります。

① 人格権（生命・健康）に基づく、使用済燃料ピットの具体的危険性に対する差止請求権

② 人格権（命をつなぐ権利、幸福追求権）に基づく、現世代およびそれに続く世代に使用済燃料・放射性廃棄物の不合理なリスクとコストを負荷する本件原子力発電所の操業差止請求権

3―2 核燃料サイクル政策とその破綻

核燃料サイクル政策では、使用済み燃料中のウランとプルトニウムは高速炉で使用し、使用した以上のプルトニウムを生み出すという「夢の炉」でしたが、一方で高レベル放射性廃棄物をつくりだすというものです。

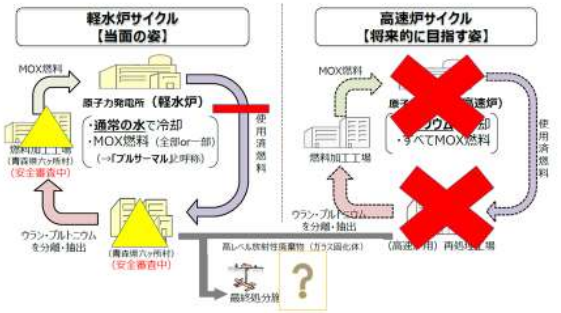

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/pdf/001_03_001.pdf

しかし、高速炉の期待を担ったもんじゅは廃止、プルサーマルでは使用済ＭＯＸ燃料の再処理計画はないなど核燃料サイクル政策は破綻しています。

3―3 問題山積する使用済み核燃料問題

使用済み核燃料をめぐっては次のような問題が山積しています。

① 使用済燃料の現場長期「貯蔵」により限界に近付きつつある。

② 中間貯蔵施設のめどがたたない。

③ 高レベル放射性廃棄物処理の必要性、地層処分のめどがたたない。

④ 膨大な低レベル放射性廃棄物の「保管」も必要である。

⑤ 廃炉に伴う大量の放射性廃棄物の処分が必要となる。

⑥ 使用済み燃料の処理・処分の主要コスト（東日本大震災前で）18 兆 8,000 億円

3―3 放射性廃棄物に関連する差し止め請求権

① まず、人格権（生命・健康）に基づく使用済燃料ピットの具体的危険性に基づく差止請求権があります。

② 次に、人格権（命をつなぐ権利）に基づく、放射性廃棄物処理のシステム未完のまま使用済燃料・放射性廃棄物を生み出す本件原子力発電所の操業差止請求権があります。

③ 増大し続ける環境リスク、上積みされる電力料金や税負担、立地をめぐる社会的紛争などを考えると、少なくとも「実施システム」ができるまで放射性廃棄物の発生を止めるべき（倫理違反・法政策違反）です。

④ 次世代への命の承継とその幸福実現への希望は個人の幸福の根源＝将来世代の権利ではなく現世代の権利です。

現世代の便益のための次世代へ巨大なツケを回す行為は、次世代への重大な倫理的責任を果たせない点で、幸福追求権としての人格権を侵害しています。

次世代に対する著しい不利益（リスク、

コスト、社会的紛争等）とその著しい不合理性（次世代が得る便益の小ささと世代間不公平、半世紀経過下での対策の欠如、発電事業の代替性があること等）を立証すれば、人格権に基づき、不合理なリスクとコストをもたらす事業への差止請求が認められるべきです。

【記者会見でのやり取り】

弁護士会館で行われた記者会見の主な内容は以下のとおりです。

Q1.次回に関電側が提出するとしている、地盤・地震問題での意見書は誰が書くと予想しているのか？

A. それはわからないが、とくに地盤探査の分野は原子力村に取り込まれていないので、専門家はみな同じ意見だ。誰が意見書を書くのか注目したい。

Q2.被告の意見書の戦略的位置づけは？

A. ひとつは引き延ばしだ。証人尋問にはいろうかというこの時期に新たな争点を設定するような意見書の提出に対しては進行協議においてきびしく抗議した。

もう一つは、地盤の問題について、双方の主張をよむと原告側が勝っている。このままではまずいという判断だと思う。

Q3.裁判長の向き合い方はどうか？

A. ていねいな対応をしていると思う。

Q4.早期判決を勝ち取るとされているがいつごろか？

A. 裁判長の任期を３年とし、逆算方式で考えると、判決を書くのに半年、最終準備書面に 4、5 か月かかるので、裁判長 2 年目の 3 月に審理が終わらなければならない。つまり、2022 年 3 月に審理終了、2023 年 3 月に判決。コロナで半年近くのロスタイムがでているのでできるだけ早く証人尋問に入りたい。

Q5.コロナ問題での主張はしないのか？

A.大阪で仮処分が行われており、そちらに委ねたい。新たな主張をすれば反論の時間を与えなければならない。

裁判が始まる前に行われた進行協議の概要

1.　争点整理について

前裁判長のもとで、主な争点とそれを主張している準備書面の番号を示すいわゆるマップが整理されてきました。6 月 4 日の進行協議において新裁判長の理解を深めるための争点整理として、もう少し詳しい争点整理資料を作成することとして裁判所に示したところ、さらに詳しいものが要求されました。9 月 10 日の協議の結果、次回 12 月の期日までに、仮処分の時に行った論点整理表をベースにして原告、被告調整して作成することとなりました。

2.　今後の進行について

井戸弁護団長から裁判長に対して、（判決の時期を見通した）今後の審理計画を作成するよう要求するとともに、12 月の期日で地盤・地震問題での意見書を提出するとした関電に対して強く抗議し、3 月の期日までに原告の主張に対する反論を終了するよう求めました。

3.　今後の日程

2020 年 12 月 10 日(木)13:10～進行協議、14:30～弁論

2021 年 3 月 11 日（木）　終日予定を確保

6 月 10 日（木）　終日予定を確保

2020 年度支える会総会記念講演

2020年の原発裁判と大津地裁における闘いの展望

井戸謙一弁護団長

1　国内原発の現状

許可済み 16 基のうち、関電の原発が 7 基。また、このうち 40 年を超える老朽原発は 4 基が認められており、うち関電のものは、美浜 3 号機と高浜 1 、2 号機の 3 基です。

2　関電原発の現状

下の表は関電の原発の状況を示したものですが、10 月にはすべての原発が止まる可能性が大です。

- 大飯3号機➡2020.7月から定期検査中（蒸気発生器と原子炉をつなぐ配管に深さ4.6mmの傷発見　9月下旬の再稼働予定が遅れる見込み）（特重施設の設置期限は2022年8月）
- 大飯4号機➡運転中（10月下旬に定期検査に入る予定）（特重施設の設置期限は2022年8月）
- 高浜3号機➡2020年1月から定期検査中（蒸気発生器伝熱管に混入した異物によると思われる損傷が発見され調査中）　特重施設設置期限は2020.8月　2020.11月に完成予定
- 高浜4号機➡運転中（10月上旬に定期検査に入る予定）　特重施設設置期限は2020.10月　2020年11月に完成予定
- 高浜1号機➡工事完了予定2021.4月➡後は地元同意
- 高浜2号機➡工事完了予定2021.4月➡後は地元同意
- 美浜3号機➡工事完了予定2021.2月➡後は地元同意

3　老朽原発問題の重要性

下表は、古い順から原発を並べたものです。網掛けは廃炉が決まっているものであり、関電の 3 つが上位を占めています。

順位	原発サイト	号機	事業者	運転開始	年数 (2019.7月現在)	
1	敦賀	1	日本原電	1970.03	50.05	
2	美浜	1	関西電力	1970.11	49.09	
3	福島第一	1	東京電力	1971.03	49.05	
4	美浜	2	関西電力	1972.07	48.01	
5	島根	1	中国電力	1974.03	46.05	
6	福島第一	2	東京電力	1974.07	45.08	
7	高浜	1	関西電力	1974.11	45.09	許可
8	玄海	1	九州電力	1975.01	45.07	
9	高浜	2	関西電力	1975.11	44.09	許可
10	福島第一	3	東京電力	1976.03	44.05	
11	美浜	3	関西電力	1976.12	43.08	許可
12	伊方	1	四国電力	1977.09	42.11	
13	福島第一	5	東京電力	1978.04	42.04	
14	福島第一	4	東京電力	1978.10	41.10	
15	東海第2	2	日本原電	1978.11	41.09	許可
16	大飯	1	関西電力	1979.03	41.05	
17	福島第一	6	東京電力	1979.10	40.10	
18	大飯	2	関西電力	1979.12	40.08	
19	玄海	2	九州電力	1981.03	39.05	
20	伊方	2	四国電力	1982.03	38.05	
21	福島第二	1	東京電力	1982.04	38.04	
22	福島第二	2	東京電力	1984.02	36.06	
23	女川	1	東北電力	1984.06	36.02	
24	川内	1	九州電力	1984.07	36.01	再稼働
25	高浜	3	関西電力	1985.01	35.07	再稼働
26	高浜	4	関西電力	1985.06	35.02	再稼働

この一年で高浜、大飯とトラブルが発生していますが、頻発する原発のトラブルは老朽化現象の現れです。

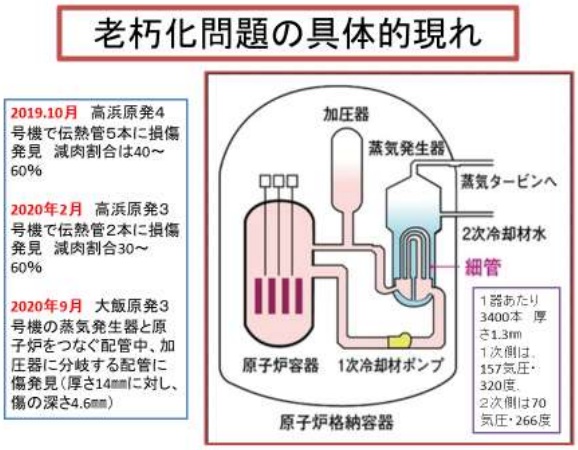

4　現在係争中の原発差し止め請求訴訟

現在係争中の原発訴訟は下表のとおりです。後で新しいタイプのものを紹介しますが、これらは従来型と言えます。

番号	原発	裁判所	被告	提訴類型	提訴日
1	泊	札幌地裁	北海道電力	民事差止訴訟	2011.11.11
2	大間	札幌高裁	電源開発・国	民事差止・国賠	2010.07.29
3	大間	東京地裁	電源開発・国	行訴差止・民事差止	2014.04.03
4	六ケ所（高レベル）	青森地裁	国	事業許可取消	1993.09.17
5	六ケ所（再処理工場）	青森地裁	国	事業許可取消	1993.12.03
6	東海第二	水戸地裁	日本原電・国	設置許可無効確認　運転差止	2012.07.31
7	柏崎刈羽	新潟地裁	東京電力	運転差止の	2012.04.23
8	志賀	金沢地裁	北陸電力	運転差止の	2012.06.26
9	高浜1、2	名古屋地裁	国	延長認可差止	2016.04.14
10	美浜3	名古屋地裁	国	延長認可差止	2016.12.09
11	大飯・高浜・美浜	大津地裁	関西電力	運転差止の	2013.12.24
12	大飯3、4	大阪地裁	国	設置変更許可取消	2012.06.12
13	大飯1～4	京都地裁	国・関西電力	運転停止・国賠	2012.11.29
14					
15	浜岡	東京高裁	中部電力	運転差止の	2002.04.25
16	浜岡	静岡地裁	中部電力	廃炉要求	2011.07.08
17	浜岡	浜松支部	中部電力	永久停止請求	2011.05.27
18	島根1、2	高裁松江支部	中国電力	運転差止の	1999.04.08
19	島根3	松江地裁	中国電力	設置許可無効確認　運転差止	2013.04.24
20	上関	広島高裁	山口県	公有水面埋立免許失効確認（控訴）	2008.12.02
21	伊方1～3	松山地裁	四国電力	運転差止の	2011.12.06
22	伊方1～3	広島地裁	四国電力	運転差止の	2016.03.11
23	伊方3	福岡高裁	四国電力	仮処分・即時抗告	2016.06.29
24	伊方2、3	大分地裁	四国電力	運転差止の	2016.09.29
25	伊方3	広島高裁	四国電力	仮処分異議	2017.03.03
26	伊方3	岩国支部	四国電力	運転差止の	2017.12.27
27					
28	玄海2・4	佐賀地裁	九州電力	運転差止の	2011.12.27
29	玄海3・4	佐賀地裁	九州電力	運転停止命令義務付け	2013.11.13
30	玄海2・4	佐賀地裁	九州電力・国	国賠・稼働禁止	2012.01.31
31					
32	川内1・2	鹿児島地裁	九州電力・国	国賠・稼働禁止	2012.05.30
33	川内1・2	福岡高裁	国	設置変更許可取消（控訴）	2016.06.10

5 伊方仮処分広島高裁決定

2020 年 1 月 17 日、広島高裁は住民の訴えを認める決定をだしました。主要な争点は中央構造線と火山噴火の影響です。

四電は、「沿岸には活断層は存在しない。中央構造線（２㎞以内）は地質境界。根拠は詳細な海上音波探査。十分な調査であるという奥村教授、山﨑教授。」と主張。

これに対して住民側は、「これは十分な調査ではない。早坂教授、小松教授は調査が不十分であると述べている。長期評価では十分な調査がなされていないと判断されている。」など反論しました。

火山の影響評価について、四電は、阿蘇４噴火（６万年前、600 立方 km）を考慮すべきというのは社会通念に反すると主張。

これに対して住民側は、被告は九重第一軽石（6.2 立方 km）を考慮しているが、それでは不十分。阿蘇４噴火に準ずる規模（数十立方 km）の噴火を想定して影響評価をするべきと反論しました。

広島高裁決定の重要な部分は以下のように述べている点にあります。

いし精神に照らした解釈適用が必要となることは否定できないところであり、ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない。このような理念ないし精神の適用については、それぞれの問題ごとに個別に検討する必要があるが、一般論としては上記のように指摘することができる。

6 新しい類型の訴訟の展開

この 1 年は以下のような新しい類型の裁判が展開されてきました。

① 2019.11.12 石巻市民17名が宮城県知事と石巻市長を相手取り、仙台地裁に女川原発再稼働同意差止めを求めて仮処分申請➡2020.7.6却下➡仙台高裁に即時抗告

② 2020.3.9 全国の宗教者200名以上が日本原燃を相手取り、東京地裁に、六ケ所再処理工場の運転禁止を求めて提訴

③ 2020.3.11 広島県、愛媛県の住民7名が四国電力を相手取り、伊方原発3号機の運転禁止を求めて仮処分申請

④ 2020.5.18 関西の住民6名が関西電力を相手取り、大阪地裁に、コロナが落ち着くまで原発の運転禁止を求める仮処分申請

⑤ 2020.6.23 関西電力の株主5名が関西電力の旧・現役員を相手取り、大阪地裁に、会社に対して約92億円の賠償をするよう求めて提訴（株主代表訴訟）

このなかでは、次のような論点がクローズアップされてきました。

①住民側の主張としては、深層防護は各層が万全でなければならない。それが国際基準である。

②事業者側の主張としては、避難できないことだけでは人格権侵害の具体的危険があるとはいえないというものです。

③万一の場合の救命設備のない危険物は使用が許されないのではないか。

（例）脱出シュートのない飛行機、救命ボートのない船舶

7 樋口理論に依拠した地震論

樋口理論に依拠した地震論も展開されました。樋口理論の肝は、細かい技術論争に入らない、裁判所に常識的判断を求めるというものです。

その骨子は以下のとおりです。

①地震の予知（時期だけでなく規模も）はできない。強震動学は仮説にすぎない。

②過去最大の揺れに備えるべき。電力会社は、解放基盤表面は岩盤であり揺れが小さくなると主張するが、過去の事例ではそうでない。

③全国で、原発の基準地震動をはるかに上回る揺れが多数発生している。

④ハウスメーカーの方が高い耐震性を有している。

⑤基準地震動を超える地震が来ないなどとは到底言えない。

次ページの図 2 枚は伊方原発の運転差し止めを求めた広島高裁仮処分のプレゼン資料です。最初の図は、伊方の基準地震動 650 ガルより大きな地震が多発していることを示しています。2 枚目は、伊方の 650 ガルはハウスメーカーの耐震性よりはるかに低いことを示しています。

8　今後の注目点

① 関電の裏金還流問題をバックに、老朽原発運転断念に向けて、どこまで押し込めるか。

② 来年３月、大飯・大間・川内行訴に続く４つ目の本案訴訟である東海第二訴訟判決（水戸地裁）がでます。

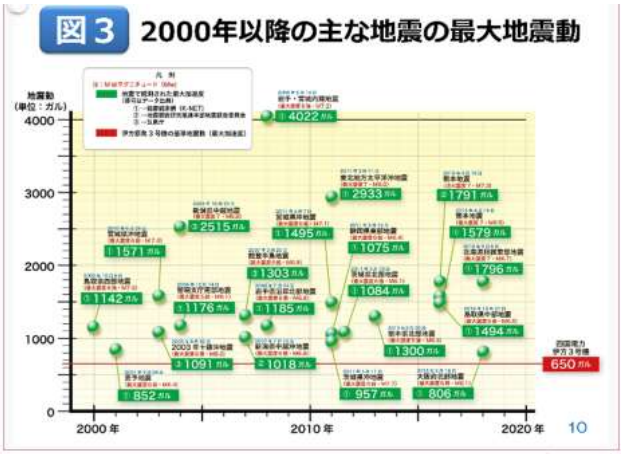

広島仮処分プレゼンより

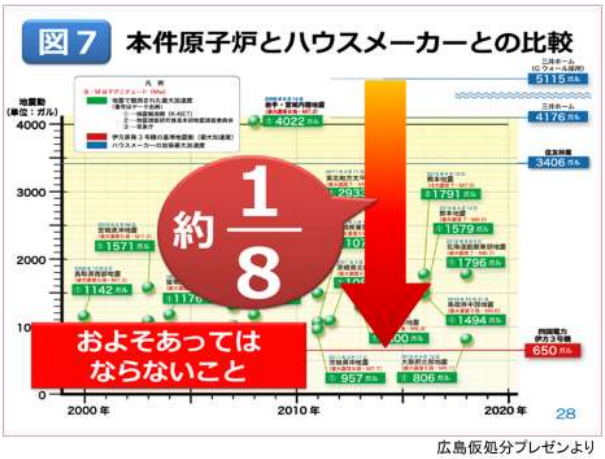

広島仮処分プレゼンより

9　政府側の動き

2020.2.26　女川2号機審査合格
2020.5.13　六ヶ所再処理工場審査合格
2020.9.3　むつ市中間貯蔵施設審査書案了承（事実上の合格）

原子力規制委は「バックフィット命令」に及び腰？　発令1件「抜きたくない宝刀」

2019.6.19　原子力規制委員会は関西電力にバックフィット命令を発令、しかし原発の運転停止は求めず。

低効率な石炭火力発電所、100基を休廃止へ　経産省方針

2020/7/2 10:24 | 日本経済新聞　電子版

10　関電の原発を巡る訴訟の状況

① 大阪地裁行政訴訟（大飯３，４）　早期結審・年度内判決を求めている。

② 京都地裁民事訴訟（大飯３、４）そろそろ証人尋問に入ろうかという段階

③ 名古屋地裁行政訴訟（高浜１、２、美浜３）本格的な議論を展開中

④ 大津地裁民事訴訟（大飯３、４、高浜１～４、美浜３）そろそろ証人尋問に入ろうかという段階

⑤ 大阪地裁コロナ仮処分（大飯３、４、高浜１～４、美浜３）

11　大津地裁での裁判

（１）　特徴

① 関電の原発７機すべてを対象にしている。

② 大きな争点は、地震、津波、火山、避難計画、使用済み核燃料

③ 地震について地盤問題に焦点を当てている（京都も同じ）

④ 「命をつなぐ権利」の問題提起

（２）　動き

① 西岡前裁判長は、速やかに証人調べに入る意向を示していた。

② 2020年４月　新裁判長着任（西岡➡堀部）コロナの影響もあり、進行がストップした。関電は、これを利用して引き延ばしを図っている。

③ 何としてでも堀部裁判長に判決を書かせる方針。

（３）樋口理論の取入れ

樋口理論の取り入れ

従前

被告の基準地震動策定手法は不合理であり、新規制基準に適合していない。

修正後

- 地震学の三重苦（原理的に完全な予想は不可能、実験ができない、低頻度である）。
- 正確な強震動予測は不可能である。原発は、観測記録上最大の地震動に備えるべき
- 「基準地震動」として、最大の地震動を切り捨てる考え方を採用する新規制基準は不合理
- 仮にそうとまでは言えなくても、策定された基準地震動が「災害の防止上支障がない」というためには、次の要件を備えている必要がある。

(1) 地質・地盤について必要な調査がつくされている。
(2) パラメータの不確かさや経験式のバラツキが評価されていること
(3) 学説については、不合理であることが明らかであるものを除き、その内容が斟酌されていること
(4) 当該原発敷地に到達する最大の地震動を評価するという姿勢に貫かれていること
(5) 新たな知見が生かされていること

（4） 5人の証人を申請

【原告側】
- Kさん（浪江町からの避難者　原発事故の実相について）
- 平尾道雄米原市長（実効性のある避難計画が立てられないことについて）
- 西尾漠さん（核燃サイクルの不合理について）
- 芦田譲京大名誉教授（地盤の三次元探査をするべきことについて）
- 赤松純平博士（関電の地盤調査及びその評価の不合理について）

【被告側】
- なし

12　原発をなくす運動の鳥瞰図

福島事故前は、原発安全神話＝絶対に事故をおこさない、それだけでした。

福島事故後の「夢よもう一度戦略」がとられ、市民に対しては、「新たな安全神話」と「放射能安全神話」が喧伝されました。

しかし、「新たな安全神話」を強調しても、「絶対に事故を起こさない」とは言えなくなったので、「放射能安全神話」が不可欠となっています。すなわち、「今まで、被ばくを恐れすぎていた」「福島事故程度の被ばくでは健康被害を生じない。発電という公共の利益のための事業なのだから、その程度のリスクは許容すべきだ。」というものです。

一方、事業者や関係者に対しては「責任不問メッセージ」がだされました。今後事故が起こるかもしれないが、起こっても事業者はつぶさない、損害賠償は、国が責任を持つ（国民負担）というものです。ここでも、安くするため、「放射能安全神話」を役に立てています。

さらに、関係者に刑事責任を問わないので安心して、原発事業に取り組んでほしいというものです

これらに対して、市民の側からの反撃が続いています。訴訟でいえば、次のとおりです。

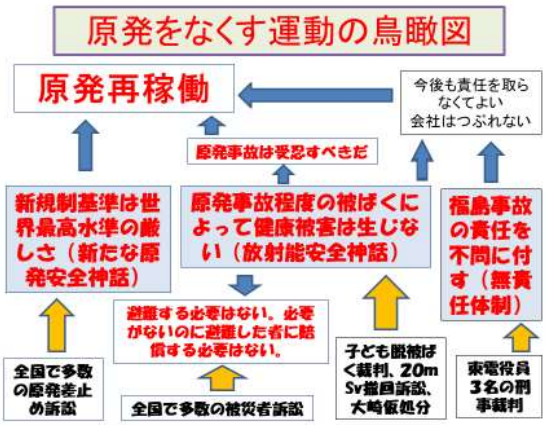

支える会提起総会の概要

井戸弁護団長の講演後に行った定期総会の概要は以下のとおりです。

昨年3月の総会から今年9月までの活動をまとめるとともに、証人尋問から審理の終結という最終盤の取り組みをしっかり支えることができる体制を作ることを提起しました。

とくに、この9ヶ月間は裁判が行われず、また3月のびわこ集会も規模を縮小して開催されたため、会費の納入状況が低迷しており、会員のみなさんにしっかり納入をお願いしていくこととしました。

会の体制は昨年度と同様、以下のとおりとすることを確認しました。

会長　福田章典
代表委員　井戸謙一、畑明郎、熊谷直道、辻義則、杉原秀典
　幹事　瓜生昌弘、今村真理子、中平清三、松本利寛、對月慈照、西村修
　会計監事　林　永代、清水俊朗
　会則外の確認として　弁護団長　井戸謙一、弁護団事務局長　石川賢治
　原告団長　辻義則、支える会事務局長　瓜生昌弘

9 月 10 日の裁判の新聞報道

中日新聞（9 月 11 日）

地震リスクの分析
住民側が「不十分」
地裁・原発差し止め訴訟

福井県にある関西電力の大飯、高浜、美浜の計七基の原発について、運転差し止めを求める住民訴訟の第二十六回弁論が十日、大津地裁であった。住民側は、関電による地震リスクの分析が不十分であるなどと、改めて主張した。

新型コロナウイルスの影響で、弁論は昨年十二月以来の開催となった。今春に裁判長が堀部亮一判事に交代したことから、住民側は改めて、関電による基準地震動の策定が不合理だと指摘した。核燃料サイクルが機能せず、核のごみが事実上、増大し続けている現状については、人格権としての住民の「命をつなぐ権利」が侵害されているとして「（破綻したシステムを）次世代に残して良いのか」と述べた。

住民側の弁護団によると、関電側は今後、専門家による意見書の提出を予定している。住民側は、福島県からの避難者、物理探査や地盤地質の専門家、平尾道雄・米原市長らの証人尋問を予定している。次回は十二月十日。

朝日新聞（9 月 11 日）

地盤調査専門家
原告側「証人に」
原発差し止め訴訟

県内の住民らが福井県にある関西電力の原発7基の運転差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が10日、大津地裁（堀部亮一裁判長）であった。新型コロナウイルスの影響で延期され、約9カ月ぶりの弁論となった。

4月に裁判長らが交代したため、この日は弁論の更新手続きがあった。原告側は、地震、火山、放射性廃棄物の三つの問題を「重要な争点」として、論点を整理しながら約1時間15分にわたり主張。関電側は「反論は従前通り」と述べるにとどめた。

地震の問題で原告側は、原発の耐震対策の前提となる「基準地震動」（想定される最大の地震の揺れ）について、「関電側は新規制基準で求められている地震の大きさより小さく設定している」と指摘。地盤調査も不十分だと訴え、2人の専門家を証人として申請した。原告側によると、関電側も12月までに専門家の意見書を提出する方針という。（新谷千布美）

老朽原発うごかすな！大集会 in 大阪

9 月 6 日、老朽原発の延命阻止を求める集会が大阪で開催されました。台風の接近でお天気が心配されましたが、雨にもふられず約 1600 人が参加。支える会を含む集会の賛同団体、個人は 1000 を超えました。主催者あいさつをおこなった中嶌哲演氏は「40 年を超えた高浜 1，2 号機と美浜 3 号機の延命阻止が集会の眼目」とし、「福島の惨禍を繰り返させず、後から来るかわいい者たちのためにも、老朽炉の廃炉、そして原発ゼロの社会をめざす広大な世論と運動の前進を始めよう」と訴えました。集会では各地の原発裁判と運動団体からの報告があり、井戸弁護団長、畑共同代表も報告を行いました。集会後、「老朽原発　今すぐ廃炉」などとコールをしながら御堂筋を難波までデモ行進を行いました。

伊方原発広島裁判原告団・応援団からの訴え

伊方原発に対してたたかっている広島の原告団・応援団から以下の訴えがありましたのでお知らせします。

1　ポスター「ガルで見る　日本の最大地震動」の普及・活用

井戸弁護団長も講演のなかで使われていた右のようなポスターが作成されています。住宅メーカーの耐震性能、2000 年以降に実際に観測された地震動、原発の基準地震動を示したものです。

1 枚 300 円（送料別）で頒布されています。ご希望の方は下記の事務局まで連絡ください。

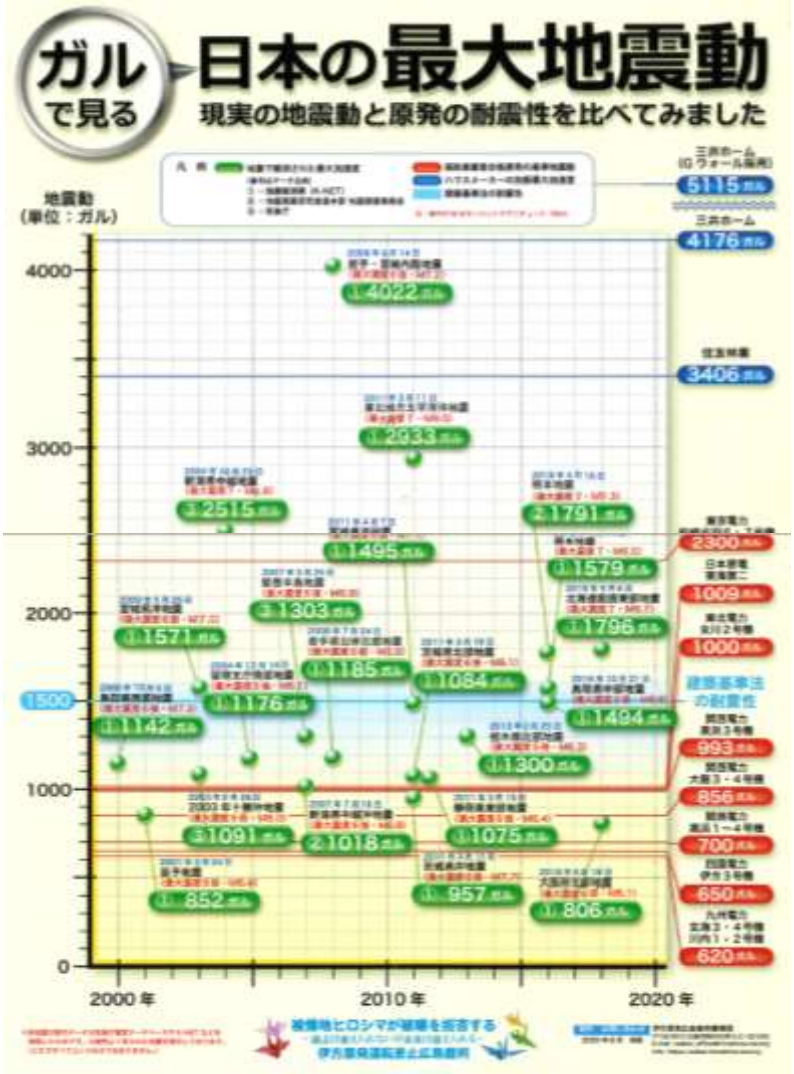

2　原告の募集

同原告団は、新たな原告を常に募っています。

参加費は 10000 円。希望される方は事務局まで申し込んでください。なお、事務局に確認したところ 1000km 以内までは原告適格の問題は生じないとされています。

伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012　広島市西区中広町 2-21-22-203

電話：090-7372-4608

E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL: https://saiban.hiroshima-net.org

大津地裁での今後の原発裁判の日程

2020 年 12 月 10 日(木)　13:10～進行協議、14:30～弁論

弁論終了後、記者会見・報告集会、さらに、3 月の総会時に予定していた「関電不正マネー還流を許すな！」の講演を行う予定です。

2021 年 3 月 11 日（木）　終日予定を確保

6 月 10 日（木）　終日予定を確保

老朽原発（高浜 1、2 号機、美浜 3 号機）の再稼働中止、廃炉を求める要請はがき 5 種（関西連力あて、福井県知事あて、美浜町長あて、おおい町長あて、高浜町長あて）のうち、1 枚を同封してあります。ご協力ください。